

公 告

分任契約担当官陸上自衛隊朝霞駐屯地

東部方面会計隊本部業務科長 石橋 一隆

下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件名	規格	数量	単位	納入場所	履行期間
ステージ設置及び賃貸借 ほか 3 件	仕様書のとおり	1	ST	陸上自衛隊 朝霞駐屯地	6.11.2～ 6.11.9

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (5) 令和 4・5・6 年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書を受けた者のうち、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、「役務の提供等」が D 等級以上に格付されている者であること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊朝霞駐屯地 東部方面会計隊本部業務科事務室

東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eaefin/index.html>)

4 説明会及び入札日時及び場所

- (1) 説明会
実施しない。
- (2) 入 札
令和 6 年 9 月 11 日（水）10 時 30 分
東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 C 庁舎 1 階 入札室

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除とする。ただし落札者が契約を締結しない場合、入札金額に消費税相当額を加算した額の 5/100 に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除とする。ただし落札者が契約を履行しない場合、契約金額の 10/100 に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償：遅延部分 1 日につき、契約金額の 1/1000 に相当する金額以上を徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第 2 項に示した入札参加資格の無い者の入札
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札
- (4) 入札者の氏名が判明しがたい入札
- (5) 電報、電話、FAX による入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

7 落札決定方法

- (1) 総額により決定する。
- (2) 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき最低入札者が 2 人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

8 契約書等の作成

- (1) 落札者は落札決定後、契約書（請書）を陸上自衛隊標準契約書の様式により遅滞なく作成し提出すること。
- (2) 契約金額が 50 万円以上の場合は契約書を作成し、契約金額が 50 万円未満の場合は契約書の作成を省略する。

(3) 適用する条項

ア 基本契約条項：「役務請負契約条項」

イ 特約条項：「談合等の不正行為に関する特約条項」「暴力団排除に関する特約条項」

9 その他

(1) 入札参加希望者は9月10日（火）17時00分までに下記の連絡先へ一報すること。

(2) 仕様書等の入札関係書類は、下記の連絡先にて配布する。

(3) 第2項(5)に示す資格審査結果通知書（写）は、入札開始までに提出すること。

(4) 入札書が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。

(5) 本件の入札においては郵便入札を可とする。

初度入札において郵便により参加する場合は、9月10日（火）17時00分 までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。

(6) 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。

ア 日 時： 令和6年9月13日（金） 15時00分

イ 場 所： 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 C庁舎1階 入札室

(7) 再度入札において郵便により参加する場合は、9月13日（金）12時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。

(8) 入札及び契約心得を承知の上参加すること。

(9) 本記載事項に関する問い合わせ

連 絡 先：東部方面会計隊本部 業務科 契約班

T E L：048-460-1711

担 当：中尾（内線 5413）

F A X：03-3924-4312（直通）

(10) 仕様書等に関する問い合わせ

連 絡 先：東部方面総監部総務部会計課

担 当：長谷川（内線 2217）

調達要求番号：4P591A01253

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
ステージ設置及び賃貸借		第147号	
		作 成	令和 6 年 8 月 2 6 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	東部方面総監部総務部会計課

1 適用範囲

この仕様書は、06観閲式午餐会会場で使用するステージ設置及び賃貸借について適用する。

2 内容

- ステージ台の賃貸借及びステージ台上の布張り（パンチカーペット）及びステージ台に取り付けるスカート張り
 - 規格：縦240cm 横120cm 高さ20cm
 - カーペット及びスカートの材質等は特に問わず 設置（貼り付け）位置に関しては、別紙「午餐会会食場ステージ設置箇所」のとおり
 - カーペットの色はグレー、またはそれに近い色とする。**※色は基準とする。**
 - ステージ台の厚み部分は2センチ
 - スカートの色は黒を使用 **※色は基準とする。**
 - 設置及び撤去の時期（時間については基準とし、細部別途調整）
設置：令和6年11月2日（土）1000～1200
撤去：令和6年11月9日（土）1400～1600

3 設置場所

隊員食堂（朝霞駐屯地内） 細部は別紙「午餐会会食場ステージ設置箇所」のとおり

4 作業の条件

- ステージ台は上記のとおりとし、作成前に担当者と調整確認するものとする。
- 設置及び撤去にあたっては、担当官との調整をもって実施する。
- 設置作業中発生した事故については、これが官側の責によるもの以外は、請負業者の責任とする。
- 請負業者は、作業責任者1名を指名し、使用人の監督、作業指導及び官側との連絡に当たらせるものとする。
- 請負業者は、作業に従事させる使用人の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関し一切の責任を負う。

5 その他

- 細部については、担当官の指示による。
- 仕様書等に明記されていない事項、又は疑義が発生した場合は、その都度官側と協議するもの

とする。

- (3) 駐屯地内に立ち入る作業従事者については、日本国籍を有するものとし、やむを得ず作業従事者が日本国籍を有さない場合は、2週間前までに官側と調整し、駐屯地入門許可の手続きをするものとする。
- (4) 作業場所及び許可された場所以外への立入は禁止する。

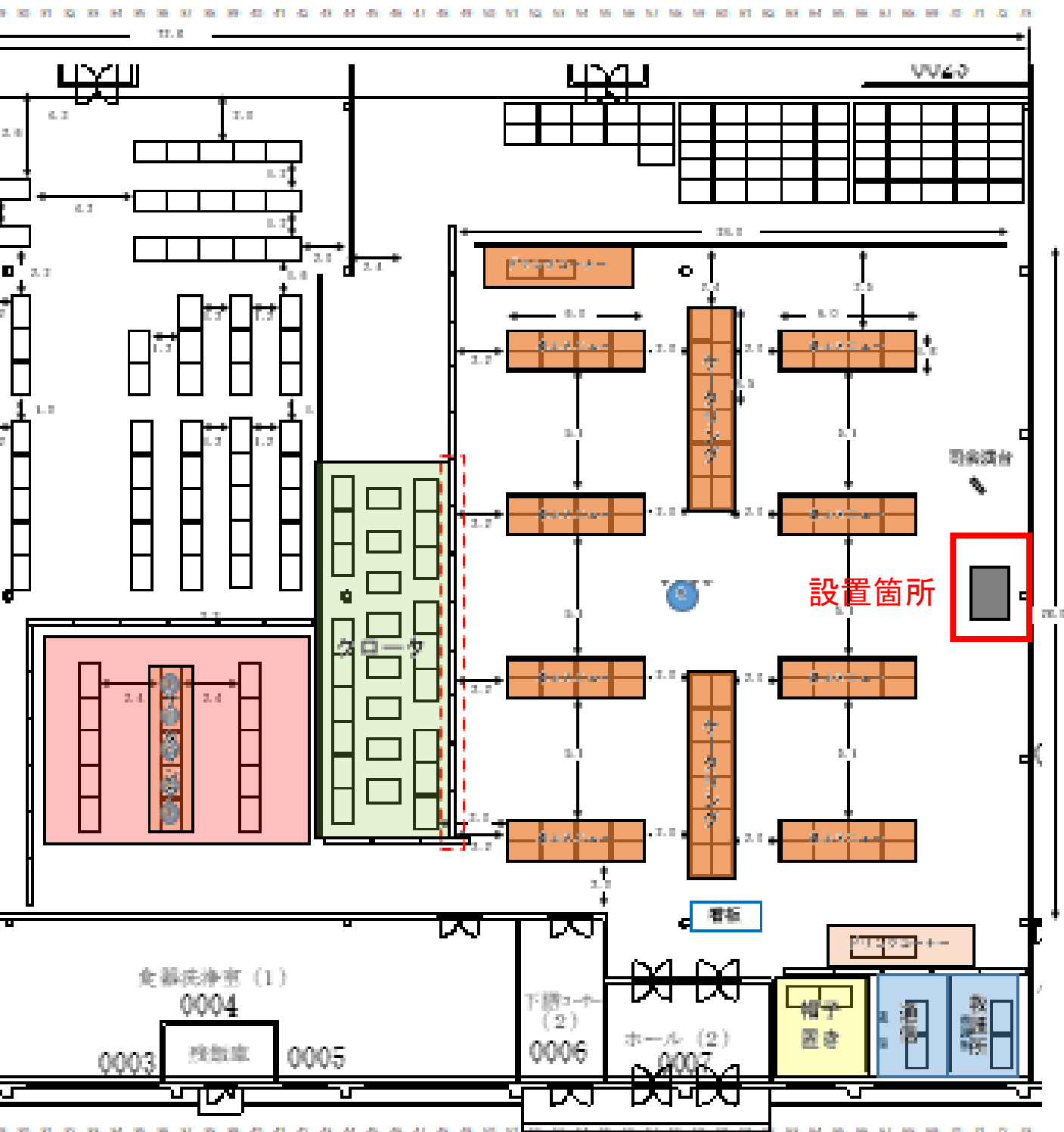
6 検査

請負業者は、設置及び撤収完了時、検査官の検査を受けるものとする。

7 細部調整先

〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地
東部方面総監部総務部会計課 長谷川
048-460-1711（内線 2217）

午餐会会食場ステージ設置箇所



※縦240cm 横120cm 高さ20cm

※ステージ部はパンチカーペット (灰色)

※壁側を除く3か所に裾 (スカート) を取り付ける (スカート色は黒)

調達要求番号：4 P 5 9 1 A 0 1 2 5 3

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
看板作成及び賃貸借	第148号		
	作成	令和6年8月26日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	東部方面総監部総務部会計課	

1 適用範囲

この仕様書は、06 観閲式午餐会会場で使用する看板作成及び賃貸借について適用する。

2 内容

看板の作成・賃貸借

- (1) 看板：1 枚
- (2) 材質：軽量素材（ベニヤ材等）
- (3) 紙質：合成紙同等以上
- (4) 文字サイズ：300mm
- (5) 文字体：明朝体、太字
- (6) 全て黒色
- (7) 細部は別紙第 1「午餐会会場ステージ看板規格書」による
尚、看板の自立資材を含んだ賃貸借とする
- (8) 賃貸借期間：令和 6 年 1 1 月 2 日～9 日
- (9) 設置及び撤去の時期（時間については基準とし、細部別途調整）
設置：令和 6 年 1 1 月 2 日（土）1000～1200
撤去：令和 6 年 1 1 月 9 日（土）1400～1600

3 設置場所

隊員食堂（朝霞駐屯地内）※別紙第 2「午餐会会場看板設置箇所」参照

4 作業の条件

- (1) 看板は、別紙第 1「午餐会場ステージ看板規格書」のとおりとし、作成前に担当者と調整確認するものとする。
- (2) 設置及び撤去にあたっては、担当官との調整をもって実施する。
- (3) 設置作業中発生した事故については、これが官側の責によるもの以外は、請負業者の責任とする。
- (4) 請負業者は、作業責任者 1 名を指名し、使用人の監督、作業指導及び官側との連絡に当たらせるものとする。
- (5) 請負業者は、作業に従事させる使用人の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関し一切の責任を負う。

5 その他

- (1) 細部については、担当官の指示による。
- (2) 仕様書等に明記されていない事項、又は疑義が発生した場合は、その都度官側と協議するものとする。
- (3) 駐屯地内に立ち入る作業従事者については、日本国籍を有するものとし、やむを得ず作業従事者が日本国籍を有さない場合は、2週間前までに官側と調整し、駐屯地入門許可の手続きをするものとする。
- (4) 作業場所及び許可された場所以外への立入は禁止する。

6 検査

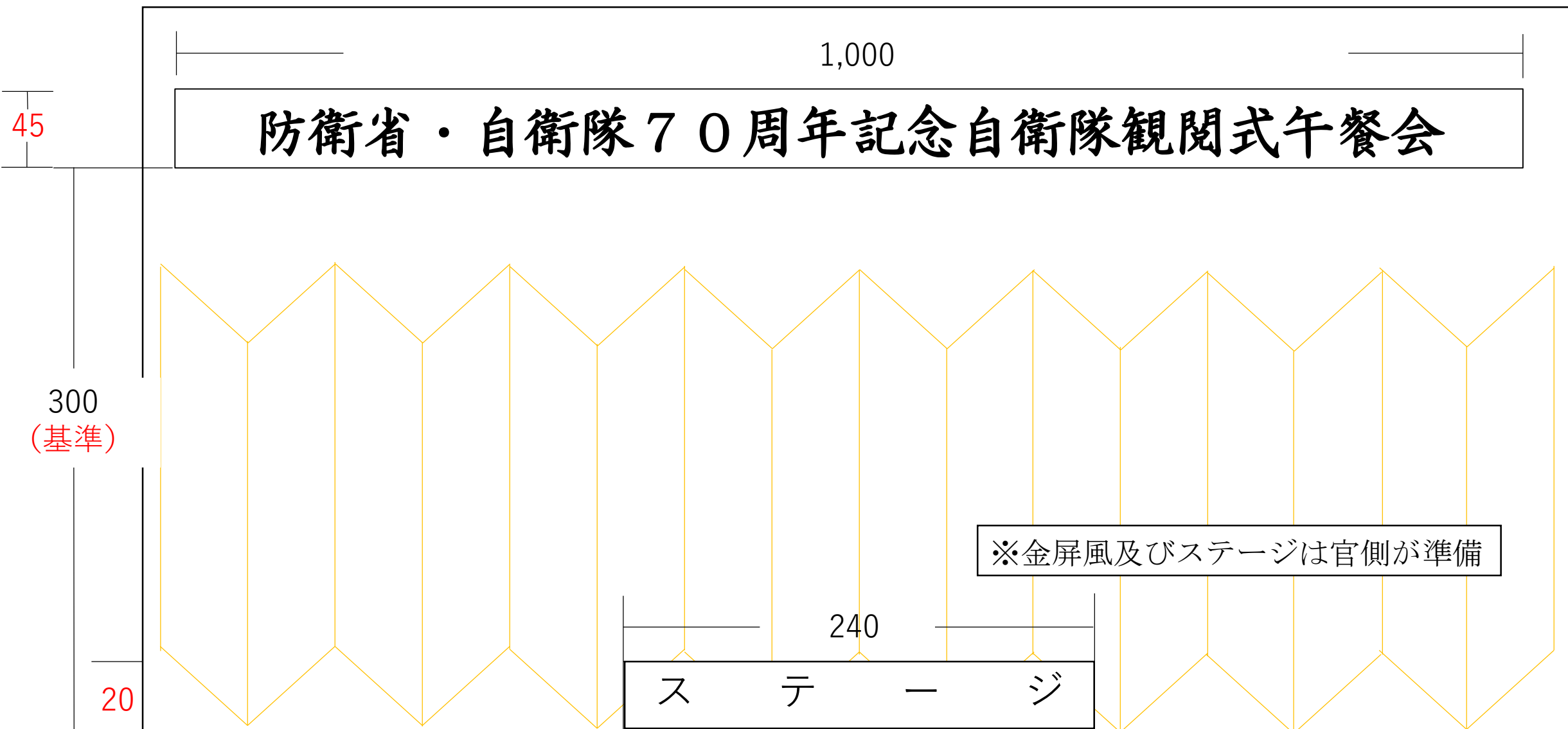
請負業者は、設置及び撤収完了時、検査官の検査を受けるものとする。

7 細部調整先

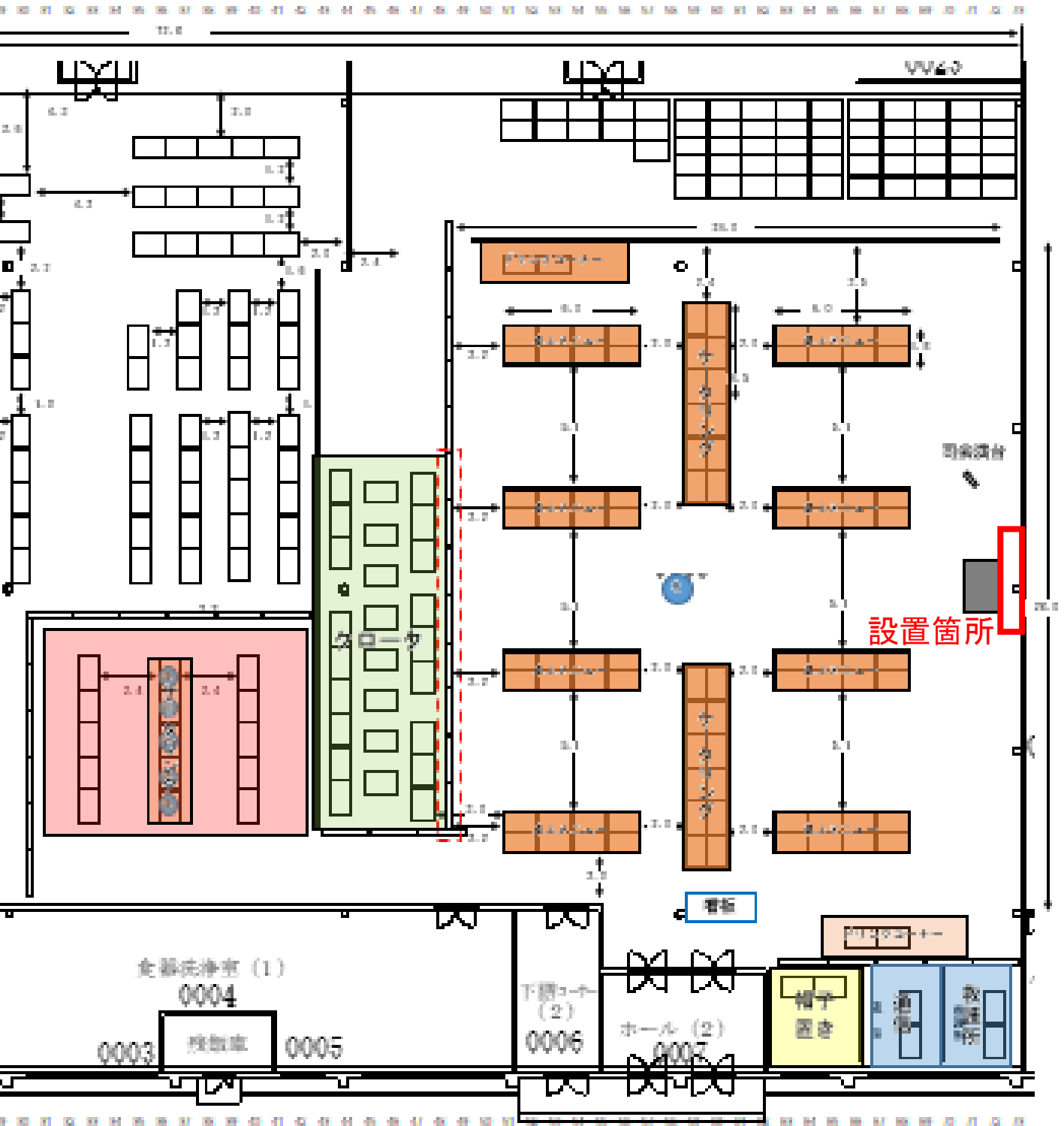
〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地
東部方面総監部総務部会計課 長谷川
048-460-1711（内線 2217）

午餐会会場ステージ看板規格書

単位：c m



午餐会会場看板設置箇所



調達要求番号：4P591A01253

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
紅白幕賃貸借及び設置役務		第149号	
		作 成	令和 6 年 8 月 2 6 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	東部方面総監部総務部会計課

1 適用範囲

この仕様書は、06観閲式で使用する午餐会会場の紅白幕賃貸借及び設置役務について適用する。

2 役務内容

紅白幕の借用・設置及び撤去

- (1) 紅白幕の設置場所：朝霞駐屯地隊員食堂
- (2) 規格：高さ180cm
- (3) 数量：87.8m
- (4) 別紙「午餐会会場レイアウト（紅白幕）」に示す赤点線部分に紅白幕を設置（自立資材を含む）
尚、一部15.9m分は可動式（開閉可能式）とする。
- (5) 設置及び撤去の時期（時間については基準とし、細部別途調整）
設置：令和6年11月2日（土）1000～1200
撤去：令和6年11月9日（土）1400～1600
- (6) その他：数量は基準のため、設置枚数は多少前後するものとする。

3 作業の条件

- (1) 設置及び撤去にあたっては、担当官との調整をもって実施する。
- (2) 設置作業中発生した事故については、これが官側の責によるもの以外は、請負業者の責任とする。
- (3) 請負業者は、作業責任者1名を指名し、使用人の監督、作業指導及び官側との連絡に当たらせるものとする。
- (4) 請負業者は、作業に従事させる使用人の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関し一切の責任を負う。

4 その他

- (1) 細部については、担当官の指示による。
- (2) 仕様書等に明記されていない事項、又は疑義が発生した場合は、その都度官側と協議するものとする。
- (3) 駐屯地内に立ち入る作業従事者については、日本国籍を有するものとし、やむを得ず作業従事者が日本国籍を有さない場合は、2週間前までに官側と調整し、駐屯地入門許可の手続きをする

ものとする。

- (4) 作業場所及び許可された場所以外への立入は禁止する。

5 検査

請負業者は、設置及び撤収完了時、検査官の検査を受けるものとする。

6 細部調整先

〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地
東部方面総監部総務部会計課 長谷川
048-460-1711（内線 2217）

午餐会会場レイアウト（紅白幕）



※赤点線部分は可動式とする。

調達要求番号：４Ｐ５９１Ａ０１２５３

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
パーティション賃貸借及び設置役務	第 1 5 0 号	
	作 成	令和 6 年 8 月 2 6 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	東部方面総監部総務部会計課

1 適用範囲

この仕様書は、06 観閲式で使用する午餐会会場のパーティション賃貸借及び設置役務について適用する。

2 役務内容

パーティションの借用・設置及び撤去

- (1) パーティションの設置場所：朝霞駐屯地隊員食堂
- (2) 規格：高さ210cm 幅90cm 色は白系統のもの
- (3) 数量：52枚（規格どおりのもので設置した場合）
- (4) 別紙「午餐会会場レイアウト」に示す青点線部分にパーティションを設置
- (5) 設置及び撤去の時期（時間については基準とし、細部別途調整）
設置：令和6年11月2日（土）1000～1200
撤去：令和6年11月9日（土）1400～1600
- (6) その他：規格や数量は基準のため、設置枚数は多少前後するものとする。

3 作業の条件

- (1) 設置及び撤去にあたっては、担当官との調整をもって実施する。
- (2) 設置作業中発生した事故については、これが官側の責によるもの以外は、請負業者の責任とする。
- (3) 請負業者は、作業責任者1名を指名し、使用人の監督、作業指導及び官側との連絡に当たらせるものとする。
- (4) 請負業者は、作業に従事させる使用人の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関し一切の責任を負う。

4 その他

- (1) 細部については、担当官の指示による。
- (2) 仕様書等に明記されていない事項、又は疑義が発生した場合は、その都度官側と協議するものとする。
- (3) 駐屯地内に立ち入る作業従事者については、日本国籍を有するものとし、やむを得ず作業従事者が日本国籍を有さない場合は、2週間前までに官側と調整し、駐屯地入門許可の手続きをするものとする。

(4) 作業場所及び許可された場所以外への立入は禁止する。

5 検査

請負業者は、設置及び撤収完了時、検査官の検査を受けるものとする。

6 細部調整先

〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地
東部方面総監部総務部会計課 長谷川
048-460-1711（内線 2217）

午餐会会場レイアウト

